

# 茨城県国民健康保険運営方針

制定 平成29年7月

一部改定 平成30年8月

一部改定 令和2年10月

茨 城 県



# 目 次

<b>第 1 方針の基本的事項</b>	.....	1
1 策定の目的		
2 策定の根拠規定		
3 見直しの時期		
<b>第 2 本県の市町村国保の現状</b>	.....	3
1 被保険者の状況	.....	3
(1) 世帯数及び被保険者数		
(2) 被保険者の年齢構成		
2 医療費の動向と将来の見通し	.....	4
(1) 医療費の動向		
(2) 医療費の将来見通し		
3 財政状況	.....	7
4 保険料の状況	.....	9
(1) 賦課状況		
(2) 収納率の状況		
(3) 滞納世帯の状況		
5 医療費適正化等の取組状況	.....	11
(1) 保険給付の適正化の取組状況		
(2) 医療費適正化の取組状況		
<b>第 3 本県における取組の方針</b>	.....	13
1 安定的な財政運営に関する事項	.....	13
(1) 解消・削減すべき赤字の範囲		
(2) 赤字解消・削減の取組		
(3) 財政安定化基金の交付		
2 市町村標準保険料率の算定方法に関する事項	.....	15
(1) 市町村標準保険料率の算定方式		
(2) 標準的な収納率		
(3) 保険料の水準等の統一に向けた検討		
3 保険料の徴収の適正な実施に関する事項	.....	16
(1) 収納率目標の設定		
(2) 収納対策の強化に資する取組		

4	保険給付の適正な実施に関する事項	17
	（1）保険給付の点検の充実強化に資する取組	
	（2）第三者求償事務の取組強化に資する取組	
	（3）高額療養費の多数回該当の取扱いの標準化	
	（4）不正利得の回収等における県の果たす役割	
	（5）保険者間調整の普及・促進に資する取組	
5	医療費の適正化の取組に関する事項	19
	（1）茨城県医療費適正化計画の実行に向けた取組	
	（2）特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上	
	（3）データヘルス計画に基づいた保健事業の展開	
	（4）後発医薬品の普及促進	
	（5）適切な医療費通知の送付	
6	市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の 推進に関する事項	21
	（1）標準化する事務	
7	保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策 との連携に関する事項	22
	（1）茨城型地域包括ケアシステムへの参画	
	（2）関係計画との連携	
8	市町村等との連携強化に関する事項	22
	（1）連携会議の開催	
	（2）会議・研修会の開催	
	（3）被用者保険等との連携	
<b>資料編</b>		25
第1表	被保険者の年齢構成	26
第2表	1人当たり医療費	27
第3表	決算補填等目的の法定外繰入額	28
第4表	保険料（税）の状況	29
第5表	保険料（税）滞納世帯の状況	30
第6表	医療費適正化等の取組状況	31

## 第1 方針の基本的事項

### 1 策定の目的

市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の基盤を支える重要な役割を果たしている。

しかし、市町村を単位として運営している現状においては、小規模保険者が多数存在し財政が不安定になりやすいこと、被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きいこと、医療機関の偏在等によって医療給付費の格差が生じていることなどの構造的な課題を抱えている。

また、市町村によって保険料の算定方式が異なることや、健康づくりなどの保健事業の取組に違いがあること、一般会計からの法定外繰入をする場合があることなどにより、保険給付は全国共通であるものの、保険料は市町村ごとに大きく異なっている。

さらに、市町村によって保険料徴収や保険給付などの事務処理の実施方法にばらつきがあり、事務処理の共同処理や広域化による事業の効率的な運営につながりにくいという事業運営上の課題もある。

こうした課題に対応するため、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収及び保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を担うことにより、都道府県と市町村が一体となって制度の安定化を図ることとなった。

そこで、茨城県が県内市町村とともに行う国民健康保険の運営について、県と市町村が共通認識の下で保険者の事務を実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、本県における統一的な方針として、「茨城県国民健康保険運営方針」を定める。

なお、国民健康保険制度が将来にわたり持続可能な制度とするためには、今後予測される医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を国の財政責任において確立する必要があることから、本運営方針の推進に併せ、国に対し必要な措置を求めていくこととする。

## 2 策定の根拠規定

本運営方針は、国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）第 82 条の 2 に基づき策定するものである。

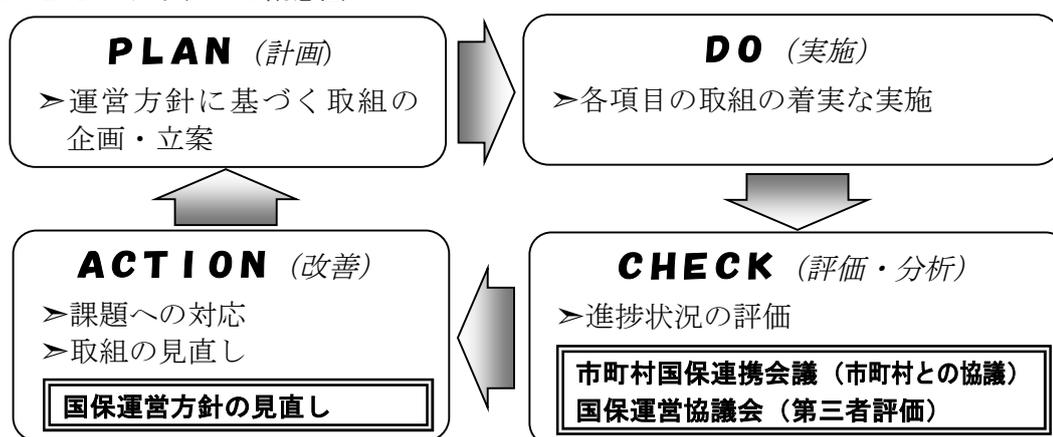
## 3 見直しの時期

本運営方針は、平成 30 年 4 月 1 日から適用し、3 年を目安に見直しを行うこととする。

見直しに当たっては、本運営方針に基づく取組の実績を踏まえながら、PDCA サイクルに基づき、市町村との協議や茨城県国民健康保険運営協議会での審議により検証・評価を行い、その結果を踏まえて方針を検討する。

なお、取組内容の見直しが必要な場合は、見直しの時期の目安にこだわらず、安定的な財政運営や広域的かつ効率的な事業運営に向けて、取組内容の継続的な改善を図る。

<PDCA サイクルの概念図>



## 第2 本県の市町村国保の現状（市町村別の現状については資料編参照）

### 1 被保険者の状況

#### （1）世帯数及び被保険者数

国民健康保険に加入している世帯数及び被保険者数は減少傾向にある。

平成30年度の世帯数は437,239世帯、被保険者数は724,611人であり、前年度に比べて、世帯数で2.81%、被保険者数で4.73%それぞれ減少している。さらに、平成27年度に1町、平成28年度に1町が被保険者数3,000人未満となり、小規模保険者は2町となっている。

全国でも、平成30年度において、前年度に比べて世帯数で2.62%、被保険者数で4.11%それぞれ減少しており、約3分の1が小規模保険者となっている。

【表1 世帯数及び被保険者数】

区分		年度	23	24	25	26	27
世帯数			488,834	489,118	488,617	484,998	478,114
被保険者数	総数		922,180	910,642	896,866	875,855	847,414
	退職被保険者数		51,553	51,147	48,513	42,830	33,174
	一般被保険者数		870,627	859,495	848,353	833,025	814,240

区分			28	29	30
世帯数			466,952	449,893	437,239
被保険者数	総数		809,237	760,607	724,611
	退職被保険者数		21,400	10,988	4,134
	一般被保険者数		787,837	749,619	720,477

出典：国民健康保険事業状況報告書（茨城県）

※世帯数及び被保険者数は各年度年間平均

## (2) 被保険者の年齢構成

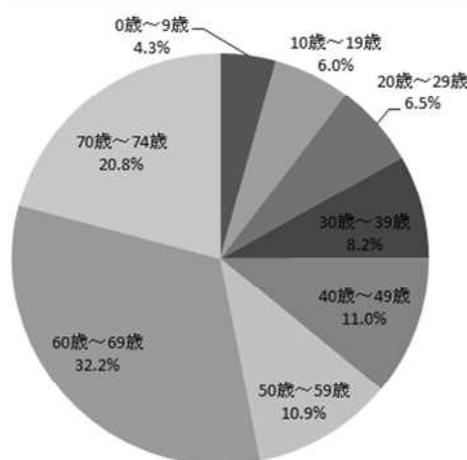
被保険者の年齢構成は、年齢階層が高いほど構成比が高くなっている

平成 30 年度は 60 歳以上の割合が 53.0%で、全体の半数を超えている。

全国では、平成 30 年度において、60 歳以上の割合が 53.1%となっており、全国的にも被保険者における高齢者の割合は高くなっている。

【図 1 被保険者の年齢構成】

(茨城県)



出典：国民健康保険実態調査  
(厚生労働省，30 年度)

## 2 医療費の動向と将来の見通し

### (1) 医療費の動向

医療費<sup>※1</sup>総額は、平成 27 年度以降減少に転じており、平成 30 年度は前年度に比べて、3.43%減少している。一方、1 人当たり医療費は増加傾向にあり、平成 30 年度は前年度に比べて、1.36%増加している。

また、1 人当たり医療費について、県内市町村間では 1.4 倍の格差<sup>※2</sup>があるが、全国では 47 位と低位に位置している。

医療費総額のうち 95%以上を占める診療費及び調剤では、入院が 3.03%、入院外が 1.99%、歯科が 2.58%、調剤が 6.70%それぞれ減少している。1 人当たり医療費では、入院が 1.78%、入院外が 2.88%、歯科が 2.26%それぞれ増加し、調剤が 2.06%減少している。

<sup>※1</sup> 医療費とは、診療費（入院、入院外、歯科）及び調剤、療養費等（入院時食事療養費・生活療養費、訪問看護療養費、療養費等（入院時食事療養・生活療養費差額支給分、療養費、移送費））の合算額

<sup>※2</sup> 最高額：374,522 円，最低額：276,926 円（資料編第 2 表参照）

【表2 医療費総額及び1人当たり医療費】

区分 年度	医療費総額（千円）						
	診療費及び調剤					食事・訪問看護・療養費等	合計
	入院	入院外	歯科	調剤			
23	235,427,372	81,511,633	88,415,186	18,196,415	47,304,138	7,757,203	243,184,575
24	241,043,175	84,553,060	89,896,611	18,827,721	47,765,783	7,933,387	248,976,562
25	244,232,261	85,196,918	91,625,854	18,617,469	48,792,020	8,025,647	252,257,908
26	245,886,464	85,982,954	90,430,055	18,677,237	50,796,218	7,598,695	253,485,159
27	250,674,279	85,133,862	90,364,619	18,422,347	56,753,451	7,426,940	258,101,219
28	243,948,016	85,704,447	87,322,184	17,674,493	53,246,892	7,169,288	251,117,304
29	234,256,771	82,924,890	84,495,177	16,778,287	50,058,417	6,892,061	241,148,832
30	226,276,366	80,408,973	82,815,110	16,345,285	46,706,998	6,592,144	232,868,510

区分 年度	1人当たり医療費（円）						
	診療費及び調剤					食事・訪問看護・療養費等	合計
	入院	入院外	歯科	調剤			
23	255,294	88,390	94,876	19,732	51,296	8,412	263,706
24	264,696	92,850	98,718	20,675	52,453	8,712	273,408
25	272,317	94,994	102,162	20,758	54,403	8,949	281,266
26	280,739	98,170	103,248	21,325	57,996	8,676	289,415
27	295,811	100,463	106,636	21,739	66,973	8,764	304,575
28	301,455	105,908	107,907	21,841	65,799	8,859	310,314
29	307,987	109,025	111,089	22,059	65,814	9,061	317,048
30	312,272	110,968	114,289	22,557	64,458	9,097	321,369

出典：国民健康保険事業状況報告書（茨城県）

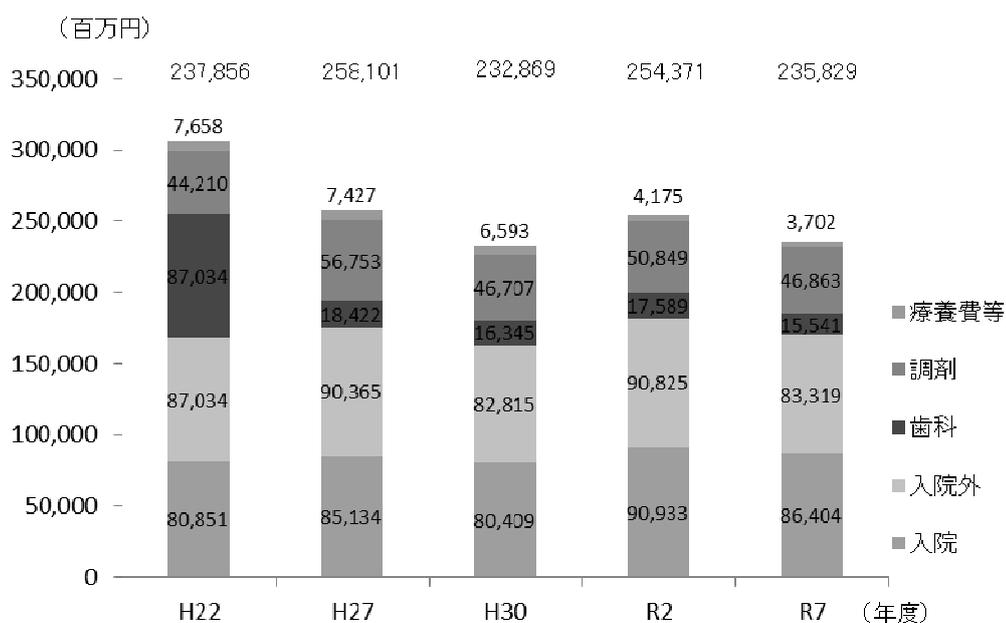
## (2) 医療費の将来見通し

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口や過去5年間の医療費動向などを基に医療費の将来見通しを算出した。

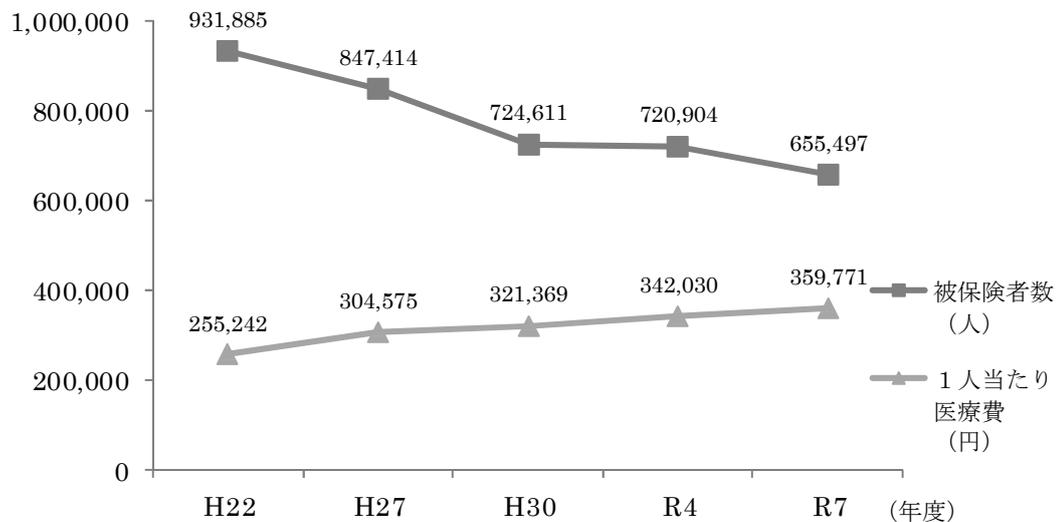
それによると、平成30年度に232,869百万円であった医療費総額は、令和2年度には254,371百万円（30年度比9.23%増）、令和7年度には235,829百万円（30年度比1.27%増）と推計され、現在の増加傾向から令和3年度以降に減少傾向に転じる見通しである。

このことについては、図3のとおり、1人当たり医療費が令和4年度に342,030円（30年度比6.43%増）、令和7年度に359,771円（30年度比11.95%増）と増加する見通しであるが、その一方で、被保険者数は令和4年度に720,904人（30年度比0.51%減）、令和7年度に655,497人（30年度比9.07%減）と引き続き減少が見込まれることが要因である。

【図2 医療費総額の将来見通し】



【図3 被保険者数及び1人当たり医療費の将来見通し】



※平成 22, 27, 30 年度については国民健康保険事業状況報告書（茨城県）より引用

※令和 2 年度以降については以下により推計

被保険者数： 日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所，30 年 3 月推計）に，過去 5 年分の伸び率を勘案して算出した推計年度の国民健康保険加入率を乗じた

診療費及び調剤： 医療給付実態調査（厚生労働省，30 年度）の診療種別医療費と国民健康保険実態調査（厚生労働省，30 年度）の年齢階層別被保険者数から算出した「平成 30 年度 1 人当たり医療費」に，過去 5 年分を勘案した伸び率を乗じて「推計年度 1 人当たり医療費」を算出し，さらに推計年度の被保険者数を乗じた

療養費等： 国民健康保険事業状況報告書（茨城県，30 年度）から算出した「平成 30 年度 1 人当たり医療費」に，過去 5 年分を勘案した伸び率を乗じて「推計年度 1 人当たり医療費」を算出し，さらに推計年度の被保険者数を乗じた

### 3 財政状況

平成 30 年度における市町村国保の財政収支は，収入総額が 310,391 百万円，支出総額は 306,915 百万円であり，前年度に比べて，収入で 14.30%，支出で 12.30%それぞれ減少している。収入総額から支出総額を差し引いた形式収支は 3,476 百万円の黒字であるが，前年度繰越金や基金等繰入・積立金等を除いた単年度収支は 6,226 百万円の赤字となっている。

市町村別では，形式収支は 44 市町村全てが黒字であるが，単年度収支では，37 市町村において赤字で，赤字総額 6,609 百万円であり，黒字は 7 市町村で黒字総額 383 百万円となっている。全国では 55.8%の市町村で単年度収支が赤字となっており，市町村国保の財政状況は全国的にも厳しいものとなっている。

【表3 収支状況】

(千円, %)

		科 目	決 算 額 (構成比)
収 入	単 年 度 収 入	保険料(税)	68,825,650 (23.1)
		国庫支出金	19,912 (0.0)
		都道府県支出金	199,335,475 (67.0)
		一般会計繰入金(法定分)	20,195,717 (6.8)
		一般会計繰入金(法定外)	7,224,350 (2.4)
		その他	1,860,799 (0.6)
		小 計	297,461,903
	基金等繰入金	1,274,874	
	繰越金	11653,878	
			合 計
支 出	単 年 度 支 出	総務費	4,122,611 (1.4)
		保険給付費	194,528,981 (64.1)
		国民健康保険事業費納付金	96,621,277 (31.8)
		保健事業費	2,620,102 (0.9)
		直診勘定繰出金	199,790 (0.1)
		その他	5,595,273 (1.8)
		小 計	303,688,034
	基金等積立金	3,226,824	
	前年度繰上充用金	0	
	公債費	0	
		合 計	306,914,858
		単年度収支差引額	▲6,226,131
		単年度黒字額 (7市町村)	383,273
		単年度赤字額 (37市町村)	6,609,404
		収支差引額(形式収支)	3,475,797

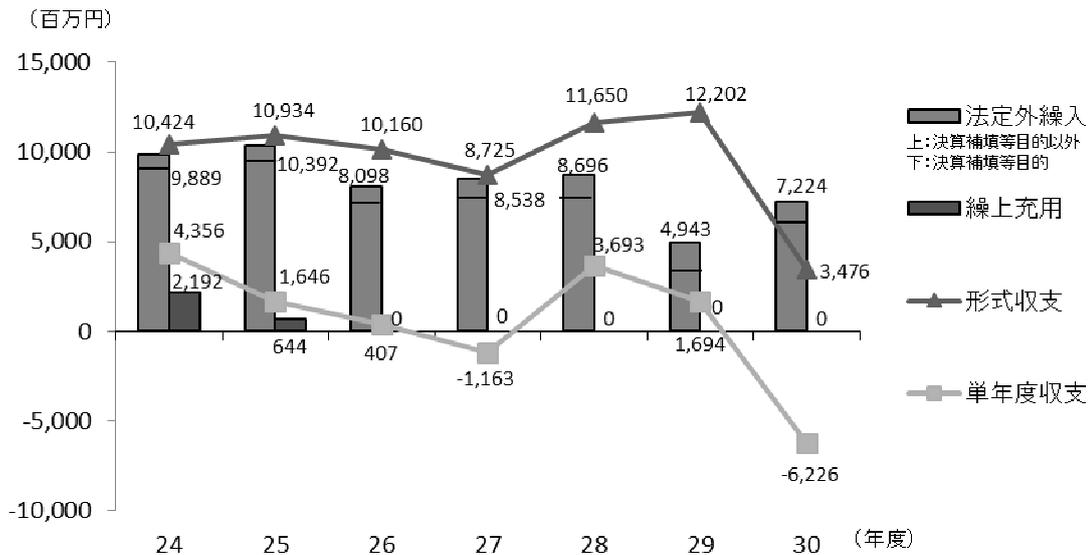
出典：国民健康保険事業状況報告書（茨城県，平成30年度）

一般会計からの法定外繰入額は、図4のとおり、近年80億円から100億円の高い水準で推移しており、平成30年度は72億円となっている。また、平成30年度は35市町村が法定外繰入を実施し、繰入額は7,224百万円となっている。繰入の目的別では、保険料の負担緩和など決算補填等を目的とした繰入が5,164百万円と全体の71%を占めている※。

なお、平成25年度まで行われていた繰上充用については、平成26年度以降は行われていない。

※ 資料編第3表参照

【図4 財政状況の推移】



出典：国民健康保険事業状況報告書（茨城県），  
国民健康保険事業の実施状況報告（茨城県）

## 4 保険料の状況

### (1) 賦課状況

保険料（地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に基づく保険税を含む。以下同じ。）現年分調定額（介護分を除く。以下同じ。）は、平成25年度をピークに減少している。

平成30年度の調定額は63,559百万円と、前年度に比べて2.0%減少しており、1世帯当たり調定額で0.8%、1人当たり調定額で2.8%それぞれ増加している。

また、1人当たり調定額について、県内市町村間では1.6倍の格差\*があり、全国では22位に位置している。

\* 最高額：111,758円、最低額：69,845円（資料編第4表参照）

【表4 現年分保険料調定額】

年度\区分	調定額（千円）	1世帯当たり調定額（円）	1人当たり調定額（円）
23	74,461,993	152,326	80,746
24	74,757,349	152,841	82,093
25	76,342,295	156,242	85,121
26	74,110,669	152,806	84,615
27	71,035,210	148,574	83,826
28	68,864,160	147,476	85,098
29	64,884,973	144,223	85,307
30	63,559,430	145,365	87,715

出典：国民健康保険事業状況報告書（茨城県）

## （2）収納率の状況

保険料収納率は、平成21年度の86.60%を底に年々上昇しているが、各年度とも全国平均を0.6ポイント程度下回る状況となっており、平成30年度は全国41位と低位に位置している。平成30年度の現年分保険料収納率は92.20%であり、前年度に比べて0.15ポイント上昇している。

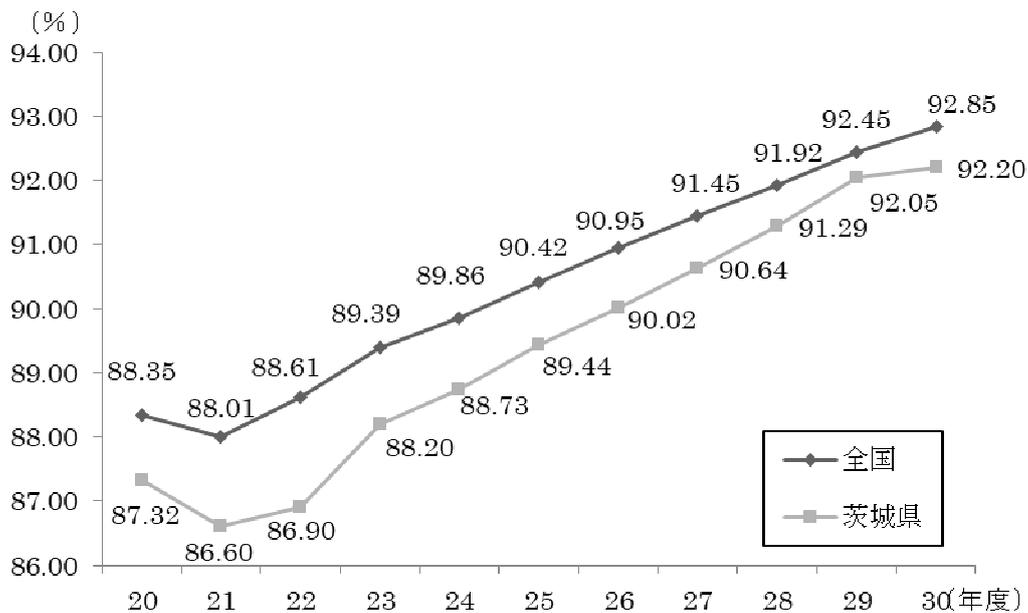
また、現年分保険料収納率について、県内市町村間では10ポイント程度の格差\*がある。

収納対策として推進している保険料の口座振替払いを実施している世帯割合は、平成30年度で28.84%と低い水準に留まっている。

また、収納対策に精通した収納率向上アドバイザーの派遣については、平成23年度から実施しており、令和元年度までに28市町村へ派遣している。

\* 最高値：97.53%、最低値：87.56%（資料編第4表参照）

【図5 現年分保険料収納率の推移】



出典：国民健康保険事業状況報告書（茨城県），厚生労働省まとめ

### （3）滞納世帯の状況

令和元年6月1日現在の滞納世帯数は67,971世帯で、全世帯数に占める割合は15.8%となっており、全国平均13.7%を上回っている。短期被保険者証の交付世帯数は18,965世帯で全世帯の4.41%、被保険者資格証明書の交付世帯数は2,883世帯で全世帯の0.67%となっている。

収納対策として、全市町村において財産調査が実施されており、平成30年度の差押件数は9,632件、差押額は2,845,591千円にのぼる。

## 5 医療費適正化等の取組状況

### （1）保険給付の適正化の取組状況

#### （レセプト点検）

適正な保険給付を図るためのレセプト点検については、平成30年度は28市町村が茨城県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会という。）に委託して実施している。レセプト点検の財政効果は、平成30年度の県平均で、財政効果率が0.12%、財政効果額が299円となっており、いずれも全国平均を下回っている。

【表5 レセプト点検の財政効果率及び財政効果額の推移】

	財政効果率 (%)					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
茨城県(A)	0.16	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12
全 国(B)	0.19	0.18	0.16	0.16	0.17	0.18
比較(A-B)	▲0.03	▲0.05	▲0.04	▲0.04	▲0.05	▲0.06

	財政効果額 (円)					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
茨城県(A)	352	301	297	296	321	299
全 国(B)	482	467	448	465	499	537
比較(A-B)	▲130	▲166	▲151	▲169	▲178	▲238

出典：厚生労働省まとめ

### (第三者求償事務)

第三者求償においては、その事務処理の開始となる被保険者からの被害届提出の促進を図る必要があるが、平成30年度の県平均の被害届の自主的な提出率は81.1%、事案発生から受理日までの平均日数は66.8日であり、前年度と比較して、県平均の被害届の自主的な提出率は7.9ポイント上昇し、事案発生から受理日までの平均日数は10.2日短くなっている。

なお、平成28年3月に全市町村と損害保険関係団体が覚書を締結し、これに基づき損害保険会社等が被害届の作成及び提出を援助することで、早期の提出が期待される。

### (柔道整復療養費に係る患者調査)

柔道整復療養費については、受領委任払いが行われており、適正給付を図るためには適切な患者調査の実施が必要である。患者調査を含む二次点検について、平成30年度8月から、全市町村から県が委託を受けて実施しており、令和元年度は2,910件の調査票が送付されている。

## (2) 医療費適正化の取組状況

### (特定健康診査及び特定保健指導)

特定健康診査の受診率は、平成24年度以降毎年増加しているものの、平成29年度は36.9%と、全国平均の37.2%を下回る状況である。

一方で、特定保健指導の実施率は30.6%と、全国平均の25.6%を上回っている。

【表6 特定健康診査及び特定保健指導の受診率】

	特定健康診査受診率 (%)					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
茨城県(A)	33.0	33.7	34.6	35.2	36.4	36.9
全 国(B)	33.7	34.2	35.3	36.3	36.6	37.2
比較(A-B)	▲0.7	▲0.5	▲0.7	▲1.1	▲0.2	▲0.3

	特定保健指導実施率 (%)					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
茨城県(A)	25.9	25.2	27.6	27.0	30.1	30.6
全 国(B)	19.9	22.5	23.0	23.6	24.7	25.6
比較(A-B)	6.0	2.7	4.6	3.4	5.4	5.0

(茨城県) 出典：茨城県国民健康保険団体連合会

(全 国) 出典：特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省）

(データ分析に基づいた保健事業)

糖尿病性腎症重症化予防の取組について、令和元年度は 25 市町村が保健指導を実施している。茨城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（平成 30 年 3 月 12 日策定）については、国の同プログラムの改定（平成 31 年 4 月 25 日）を踏まえ、令和 2 年 1 月 6 日に改定された。

重複・頻回受診や重複投薬の傾向がみられる被保険者に対する訪問指導については、令和元年度は 34 市町村が実施している。

(後発医薬品)

後発医薬品の使用割合は年々増加しており、平成 30 年度は数量ベースで 73.67%と、前年度に比べて 4.84 ポイント上昇している。

また、後発医薬品の使用啓発を図る差額通知については、平成 28 年度は全市町村で実施している。

(医療費通知)

医療費通知は全市町村が実施しており、減額査定通知については、平成 30 年度は 38 市町村が実施した。

### 第3 本県における取組の方針

#### 1 安定的な財政運営に関する事項

市町村における国民健康保険財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として、必要

な支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。

しかし、本県では、単年度収支が赤字である市町村が半数を超え、さらに、多くの市町村において決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入が行われている現状である。

そのため、本項では、財政収支の改善のための取組について定める。

財政収支の改善にあたっては、まず、解消・削減すべきとする赤字についての認識の共有を図るため、その範囲を定め、そのうえで赤字解消・削減に向けた実効性のある取組を定める。

また、財政の安定化のために財源不足に備えて県に設置する財政安定化基金の運用のうち、特別な事情がある場合に限定されている、交付を行う場合の考え方について定める。

### **(1) 解消・削減すべき赤字の範囲**

財政収支の改善にあたり解消・削減すべき赤字は、次のとおりとする。

- ア 単年度収支赤字額
- イ 法定外の一般会計繰入のうち決算補填等目的の繰入額
- ウ 前年度繰上充用金
- エ 県国民健康保険財政安定化基金からの借入金額

これらの赤字は、保険料収納率の低迷、被保険者の負担軽減を図るための保険料率の抑制及び納付金の仕組み導入に伴う保険料総額の増加等を要因として生じるものである。

### **(2) 赤字解消・削減の取組**

早期の赤字解消・削減のため、市町村ごとに赤字発生の要因分析を行い、その結果を踏まえたうえで次の取組を参考に必要な対策を講じる。

- ア 標準保険料率を尊重した計画的・段階的な保険料率の見直し
- イ 納付金の仕組みの導入に伴う急激な保険料総額の増加に対する効果的な激変緩和措置の実施
- ウ 3に定める収納対策の強化に資する取組及び5に定める医療費の適正化に資する取組の推進

なお、赤字の解消・削減にあたっては、被保険者の保険料負担が急激に増加することのないよう配慮しつつ、市町村の実態に応じた目標年次を定め、計画的・段階的な取組を推進することとする。

### (3) 財政安定化基金の交付

市町村における保険料必要額の収納不足について、特別の事情がある場合には、財政安定化基金の資金交付を受けることができる。

特別な事情については条例で定めることとされているが、基本的には、災害や、その他多数の被保険者の生活に影響を与える事情であって、特別調整交付金等の公費で補填されないものについて、収納不足との因果関係、影響の範囲などを勘案し判断するものとする。

また、交付額については、国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつを補填することとなるが、市町村分については、当該交付を受けた市町村が補填することとする。

## 2 市町村標準保険料率の算定方法に関する事項

標準的な住民負担の「見える化」を図るため、県が市町村標準保険料率を示すこととなるが、本項では、その算定方法について定める。

市町村標準保険料率を算定するにあたっては、保険料の算定方式や、応能応益割合、賦課限度額、所得のシェアをどの程度反映するかについて定める必要がある。

また、保険料で集めるべき必要額から算出される賦課総額は、収納率の見込みに応じて変わることから、市町村標準保険料率の算定に用いる標準的な収納率についても定める。

市町村標準保険料率は、市町村間の医療費等の格差や医療費適正化への取組成果等を反映させるため、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して算定するものとする。

### (1) 市町村標準保険料率の算定方式

国民健康保険法第82条の3第2項の規定に基づき算定する、本県における市町村標準保険料率の算定方式は、医療費に応じた保険料負担とすべく、市町村で同じ医療費水準であった場合には同じ保険料水準となることを基本に、基礎賦課分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分いずれも次のとおりとする。

#### ア 賦課方式

比較の容易さと都道府県標準保険料率との一覽性を重視し、2方式とする。

#### イ 応能割の割合

当該年度の納付金算定に用いた所得等割合と同じ率とする。

ウ 応益割の割合

当該年度の納付金算定に用いた被保険者数等割合と同じ率とする。

エ 賦課限度額

当該年度の国民健康保険法施行令（税方式を採用する場合，地方税法施行令（昭和 25 年 7 月 31 日政令第 245 号））に定める額とする。

オ 所得のシェアの反映

当該年度の納付金算定に用いた所得係数と同じ数とする。

## （２）標準的な収納率

市町村標準保険料率を算定するために用いる標準的な収納率は，茨城県市町村国保広域化等支援方針において定めた平成 29 年度末の目標などを踏まえ，次のとおり定める。

保険者規模（一般被保険者数）	標準的な収納率
1 万人以下	9 2 %
1 万人～4 万人	9 1 %
4 万人以上	9 0 %

## （３）保険料の水準等の統一に向けた検討

将来的な県内の保険料水準の統一については，県内統一的な方針である本運営方針に基づき保健事業などの取組を推進することにより，各市町村の医療費水準や保険料水準の平準化を図りつつ，その状況等を勘案しながら，引き続き検討を進めるものとする。

なお，各市町村における国保料（税）の算定方式については，2 方式（所得割・均等割）とし，令和 4 年度からの統一を目指す。

## 3 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

保険料は国保財政の収入面に当たるものであり，保険料の適正な徴収が国民健康保険の安定的な財政運営の前提となるものである。

しかし，本県の収納率は全国でも低位に位置していることや，被保険者負担の公平性の確保の観点からも更なる収納対策の強化が必要である。

そこで，市町村が収納率を向上させ，必要な保険料を徴収することができるよう，本項では，徴収事務の適正な実施のための取組を定める。

収納率の向上に向け，まずは全県下で目指すべき収納率目標について定める。これは，茨城県市町村国保広域化等支援方針において定めた平成 29 年度末の目

標に続く目標となるものである。

また、各市町村では現状においても法令に基づいた差押え等の滞納処分が行われているところであるが、収納率目標を達成するため、更なる収納対策の強化に資する取組について定める。

#### (1) 収納率目標の設定

本運営方針の見直しの時期としている令和5年度末の収納率目標を次のとおりとする。

保険者規模（一般被保険者数）	収納率目標
1万人以下	93%
1万人～4万人	92%
4万人以上	91%

なお、収納率は、安定的な財政運営はもとより、被保険者間の公平性の確保を図る観点からも100%を目指すべきものであり、上記目標の達成にとどまることなく、絶えず収納率の向上にむけ取り組む必要がある。

#### (2) 収納対策の強化に資する取組

各市町村における収納率の向上を図り、収納率目標が達成できるよう、収納対策の強化に資する次の取組を推進する。

- ア 保険料（税）収納率向上アドバイザーの派遣
- イ 国民健康保険料（税）事務研修会の実施による優良事例の横展開及び市町村職員の資質向上
- ウ 茨城租税債権管理機構との連携促進
- エ 口座振替の原則化の推進
- オ 「茨城県国民健康保険料（税）徴収事務等の基礎知識（初任者向け）」<sup>1</sup>の活用促進
- カ 計画的な国民健康保険事務に係る技術的助言・指導監督の実施

### 4 保険給付の適正な実施に関する事項

保険給付は保険制度の基本事業であるとともに、国保財政を支出面から管理する上で重要な要素である。また、保険給付は法令や通知等に基づき統一的なルールの下に実施されているところであるが、給付点検や第三者求償事務など、給付の適正化という観点においては、更なる取組の余地が残されているところである。

そこで、本項では、市町村における保険給付の実務が、法令に基づき確実かつ効率的に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされるための取組に

ついて定める。

### (1) 保険給付の点検の充実強化に資する取組

保険給付の点検は、給付の適正化のうえで重要な業務であることから、点検の効果を高めるため、次の取組を推進する。

- ア レセプト点検調査実施計画の作成・活用の促進
- イ 診療報酬明細書の点検調査に係る集団指導の実施
- ウ 柔道整復施術療養費及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費に係る支給申請の県による一括点検の実施
- エ 計画的な国民健康保険事務に係る技術的助言・指導監督の実施

### (2) 第三者求償事務の取組強化に資する取組

第三者による不法行為による被害の把握や、過失割合の特定、債権回収等、適正な事務処理の推進のため、次の取組を推進する。

- ア 市町村における数値目標（被害届の自主的な提出率及び被害届受理日までの平均日数）の設定の促進
- イ 損害保険関係団体との連携強化
- ウ 厚生労働省が委嘱する第三者行為求償事務アドバイザーの活用促進及び事例の共有
- エ 資格・給付及び求償事務研修会の実施による市町村職員の資質向上
- オ 計画的な国民健康保険事務に係る技術的助言・指導監督の実施

### (3) 高額療養費の多数回該当の取扱いの標準化

平成 30 年度以降、県内での住所異動で世帯の継続性が保たれている場合は、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を通算することとなる。

世帯の継続性に係る判定にあたっては、一の世帯のみで完結する住所異動の場合には世帯の継続性を認め、世帯分離・世帯合併を伴う住所異動の場合は、主たる生計維持者である世帯主に着目することとし、世帯主と住所の両方に変更がない世帯及び住所異動前の世帯主が主宰する世帯に対して世帯の継続性を認めることとする。

実際には、国保連合会に設置する国保情報集約システムによる世帯継続の判定を参考に、転入地の市町村において個別事情を踏まえ決定する。

### (4) 不正利得の回収等における県の果たす役割

効果的・効率的な返還金の徴収等を行うため、平成 30 年度以降、県は、

保険医療機関等の指定が取消となった不正請求事案に対し、市町村からの委託を受けて、保険医療機関等からの債権の徴収を実施する。

#### (5) 保険者間調整の普及・促進に資する取組

被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間の調整については、被保険者等の負担の軽減及び市町村等における速やかな債権の回収のため、次の取組を推進する。

- ア 国通知「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」<sup>2</sup>に基づく保険者間調整の実施の徹底
- イ 明確な理由がなく保険者間調整を了承しない保険者に対して、厚生労働省関東信越厚生局と情報を共有しながら協議を実施
- ウ 給付対象としない等を理由に保険者間調整が行えないケースについての保険者間調整の実施に向けた研究

### 5 医療費の適正化の取組に関する事項

国保財政の基盤を強化するためには、国民健康保険の財政運営に当たり支出面の中心である医療費の適正化をするため、被保険者の生活習慣病の予防や重症化予防のための保健事業に取り組む必要がある。

さらに、国民皆保険を堅持し続けていくためにも、本県の医療費が過大に増大しないよう、医療保険者としての役割が期待されているところである。

そこで、本項では、医療費の適正化についての取組を定める。

#### (1) 茨城県医療費適正化計画の実行に向けた取組

茨城県医療費適正化計画に盛り込まれた、県及び市町村が保険者として取り組む内容については、次のとおりである。

- ア 市町村の果たす役割
  - ・特定健康診査・特定保健指導実施率向上のための積極的な働きかけ
  - ・メタボリックシンドローム対策に加え非肥満者も含めた高血圧対策
  - ・受診勧奨者への適切な指導、適切な治療を継続する必要性の指導
- イ 県の果たす役割
  - ・県民への普及啓発
  - ・市町村、各医療保険者、医療機関等関係機関の連携推進

- ・会議及び研修の開催や情報の提供

このため、第3期茨城県医療費適正化計画との整合性も図りつつ、広く必要な取組を実施していくこととする。

## (2) 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上

内臓脂肪型肥満に着目し糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とした特定健康診査・特定保健指導の適切な実施及び実施率向上のため、次の取組を推進する。

- ア 特定健康診査等実施計画に基づく、特定健康診査・特定保健指導の適切な実施のための助言・指導
- イ 「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」<sup>3</sup>に基づく、地域の実情や医療費の分析結果等を踏まえた効果的な施策の取組促進
- ウ 特定健診に係る未受診者の診療情報提供事業への助言・支援
- エ 市町村職員に対する茨城県特定健康診査・特定保健指導実践者育成研修の実施
- オ 市町村職員に対する特定健康診査等実施計画評価支援研修の実施

## (3) データヘルス計画に基づいた保健事業の展開

特定健康診査・特定保健指導と連動し、地域の実情や医療費の分析結果等を踏まえた効果的な施策として、次の取組を推進する。

- ア 診療諸率の経年的な傾向把握及び疾病構造の把握・分析の充実のための国保データベースシステム等の活用促進
- イ 健康・医療情報を活用し策定したデータヘルス計画によるPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の促進
- ウ 国通知「重複・頻回受診者に係る医療費適正化対策について」<sup>4</sup>に基づいた重複・頻回受診者に対する積極的な訪問活動の促進
- エ 国通知「『糖尿病性腎症重症化予防プログラム』の策定について」<sup>5</sup>に基づいた糖尿病性腎症の重症化予防事業の促進

## (4) 後発医薬品の普及促進

被保険者負担の軽減や財政の健全化に資するため、後発医薬品の普及促進に向けた次の取組を推進する。

- ア 国通知「国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬

- 品)の普及促進について」<sup>6</sup>に基づく取組の促進
- イ 国通知「後発医薬品の普及促進に係る指導・啓発について」<sup>7</sup>に基づく差額通知の取組促進
- ウ 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議等の機会を活用した関係団体との連携強化

#### (5) 適切な医療費通知の送付

被保険者の健康及び国民健康保険制度に対する意識を高め、理解を深めることを目的として、次の取組を推進する。

- ア 国民健康保険法施行規則第32条の7の2に基づいた医療費通知への助言
- イ 国通知「減額等となった一部負担金等の額の医療費通知への付記について」<sup>8</sup>に基づいた医療費の自己負担相当額が1万円以上減額となる場合における減額査定通知の送付の徹底

### 6 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

国民健康保険事務の広域的及び効率的な運営を行うため、本項では県内市町村において標準化する事務について定める。

なお、標準化による効果が期待できるが、現状において課題等があり標準化が困難な事務については、その解決策の検討に向けた市町村との協議を引き続き行うこととし、被保険者の利便性の向上及び市町村国保事務の効率化のため、更なる充実を図っていく。

#### (1) 標準化する事務

次の方法により市町村の事務の標準化を行う。

- ア 統一的な基準の設定
  - ・被保険者証の有効期間及び高齢受給者証との一体化
  - ・資格得喪・変更届出に係る資格確認資料及び本人確認方法
  - ・修学中の者に関する届出及び施設入所者等の届出に係る資格確認資料、本人確認方法及び年次更新時の取扱い
- イ 標準的な事務処理マニュアルの策定
  - 返戻被保険者証の保管期間及び送付方法
- ウ 委託先の集約化
  - 柔道整復療養費及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の内容点検業務委託

## 7 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

県が国民健康保険の保険者になることにより、本県が推進する保健福祉全般の施策とより整合のとれた国民健康保険の事業運営が期待される。

そこで、本項では、医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の諸施策との連携の取組について定める。

### (1) 茨城型地域包括ケアシステムへの参画

被保険者を支える地域づくりのため、本県が構築を目指す「茨城型地域包括ケアシステム」へ保険者として積極的に参画することが必要であり、市町村国保においては、次の取組等が期待される。

- ア 国保データベースシステム等を活用したレセプト分析による受診・服薬状況を基にした健康課題を抱える層の洗い出し
- イ 国民健康保険が持つ保健事業のノウハウの共有
- ウ 国民健康保険直営診療施設における地域に不足するサービスの提供やサービスのコーディネート

また、県においては、参画の促進に向け、地域の特性を踏まえつつ、市町村に対して必要な支援等を検討・実施していく。

### (2) 関連計画との連携

保健福祉施策の推進に係る県関係各課と連携しつつ、次に掲げる主要な計画との整合性を確保しながら、国民健康保険の保険者として必要な取組を実行する。

- ア 第7次茨城県保健医療計画
- イ 第3次健康いばらき21プラン
- ウ 茨城県総合がん対策推進計画-第四次計画-
- エ 第7期いばらき高齢者プラン21
- オ 第2期新しいばらき障害者プラン

## 8 市町村等との連携強化に関する事項

県と市町村が共同で運営する国民健康保険事業を円滑に実施するためには、県、市町村及び国保連合会等関係機関が協力連携していくことが重要である。

また、効果的な取組を実行するためには、医療保険者間の情報共有等についても積極的な対応が求められるところである。

そこで、本項では、関係機関の連携強化のための取組を定める。

### (1) 連携会議の開催

国民健康保険事業の広域化や事業運営のあり方、国民健康保険財政の安

定化等について、茨城県、市町村及び国保連合会が協力連携して検討するため、茨城県市町村国保連携会議を効果的に開催する。

また、特定の事項について検討するため、連携会議に次の部会を置くこととする。

- ア 市町村国保事務の標準化検討部会
- イ 特定健康診査作業部会

## **(2) 会議・研修会の開催**

市町村職員の資質向上及び国民健康保険事業の円滑な運営に資する連絡調整のため、次の会議・研修会等を開催する。

- ア 市町村等国民健康保険、後期高齢者医療及び医療福祉主管部・課長会議
- イ 国保事務新任者講習会
- ウ 国民健康保険料（税）事務研修会
- エ 資格・給付及び求償事務研修会

## **(3) 被用者保険等との連携**

全国健康保険協会や各健康保険組合などの被用者保険や、国民健康保険組合と課題を共有し、保健事業や医療費適正化などの取組内容を充実させるとともに、一層効果的な国民健康保険の事業運営を推進するため、様々な機会を捉えて連携・情報共有に努める。

- 
- <sup>1</sup> 平成 28 年 6 月，茨城県国民健康保険団体連合会国民健康保険料（税）事務研修会発行。
- <sup>2</sup> 平成 26 年 12 月 5 日付け保保 1205 第 1 号・保国発 1205 第 1 号・保高発 1205 第 1 号，厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長通知。
- <sup>3</sup> 平成 16 年厚生労働省告示第 307 号。令和 2 年厚生労働省告示第 113 号により改正。
- <sup>4</sup> 平成 10 年 8 月 5 日付け保険発第 126 号，厚生省保険局国民健康保険課長通知。
- <sup>5</sup> 平成 28 年 4 月 20 日付け保発 0420 第 4 号，厚生労働省保険局長通知。平成 31 年 4 月改定。
- <sup>6</sup> 平成 21 年 1 月 20 日付け保国発 0120001 号，厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。
- <sup>7</sup> 平成 22 年 10 月 4 日付け保国発 1004 第 1 号，厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。
- <sup>8</sup> 平成 22 年 5 月 21 日付け保国発 0521 第 1 号，厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。

# 茨城県国民健康保険運営方針 資料編

第1表 被保険者の年齢構成

単位(人)

番号	保険者名	被保険者 総数	年齢階級別被保険者数							
			0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～75歳
1	水戸市	61,163	2,945	3,887	4,193	5,443	7,360	7,157	17,975	12,203
2	日立市	34,821	1,150	1,942	1,961	2,300	3,837	4,033	11,145	8,453
3	土浦市	35,293	1,749	2,239	2,424	2,991	4,184	3,877	10,123	7,706
4	古河市	37,441	1,714	2,284	2,442	3,091	4,185	4,214	12,001	7,510
5	石岡市	19,389	728	1,141	1,045	1,406	2,080	2,318	6,603	4,068
7	結城市	14,010	667	820	1,015	1,364	1,522	1,466	4,476	2,680
8	龍ヶ崎市	19,240	792	1,102	1,325	1,556	2,115	1,897	6,043	4,410
10	下妻市	11,975	645	862	898	1,074	1,480	1,269	3,749	1,998
11	常総市	17,143	916	1,155	1,106	1,429	2,038	1,769	5,472	3,258
12	常陸太田市	12,864	367	550	603	822	1,076	1,481	5,026	2,939
14	高萩市	6,717	180	348	292	423	606	705	2,589	1,574
15	北茨城市	10,125	335	468	470	650	842	1,134	4,058	2,168
17	取手市	27,030	835	1,079	1,347	1,964	3,011	2,425	8,716	7,653
20	茨城町	9,614	383	572	681	805	1,036	1,067	3,232	1,838
27	大洗町	5,140	221	339	353	423	569	724	1,599	912
32	東海村	7,021	291	425	352	537	780	750	2,106	1,780
33	那珂市	13,306	530	680	660	1,047	1,386	1,373	4,688	2,942
35	常陸大宮市	11,490	402	584	531	803	1,059	1,352	4,449	2,310
42	大子町	5,308	148	252	181	269	442	654	2,284	1,078
48	鹿嶋市	17,984	750	1,137	932	1,194	1,865	1,876	6,002	4,228
49	神栖市	23,599	1,241	1,647	1,668	2,099	2,814	3,004	7,177	3,949
53	潮来市	8,138	368	515	431	663	857	968	2,708	1,628
57	美浦村	4,070	157	228	244	312	396	489	1,327	917
58	阿見町	11,589	517	632	753	917	1,362	1,164	3,589	2,655
59	牛久市	20,060	805	1,000	999	1,586	2,192	1,676	6,323	5,479
62	河内町	2,605	100	159	142	188	273	359	882	502
82	八千代町	7,639	422	593	843	912	828	762	2,244	1,035
86	五霞町	2,476	98	124	125	188	252	277	926	486
89	境町	7,557	445	560	493	687	901	913	2,276	1,282
90	守谷市	13,140	504	649	717	1,127	1,383	1,170	4,428	3,162
92	利根町	5,349	131	245	263	310	499	430	1,875	1,596
93	つくば市	47,556	2,522	2,926	5,257	4,992	5,574	4,585	12,926	8,774
94	ひたちなか市	31,398	1,278	1,863	1,803	2,400	3,587	3,502	10,089	6,876
95	城里町	5,523	186	300	266	393	541	593	2,142	1,102
96	稲敷市	12,162	497	693	648	952	1,210	1,431	4,300	2,431
97	坂東市	16,857	895	1,290	1,156	1,507	2,013	1,900	5,253	2,843
98	筑西市	27,813	1,119	1,747	1,576	2,144	3,070	3,098	9,609	5,450
99	かすみがうら市	10,833	429	594	684	834	1,149	1,116	3,617	2,410
100	行方市	11,698	477	729	806	1,011	1,109	1,564	4,075	1,927
101	桜川市	12,119	429	881	608	872	1,279	1,477	4,405	2,168
102	銚田市	19,639	942	1,368	2,262	2,025	2,053	2,338	5,788	2,863
103	つくばみらい市	11,321	478	595	603	921	1,259	1,040	3,728	2,697
104	笠間市	19,823	773	1,104	970	1,443	2,118	2,264	6,934	4,217
105	小美玉市	13,716	603	886	1,072	1,185	1,422	1,534	4,416	2,598
県計	人数	723,754	31,164	43,194	47,200	59,259	79,614	79,195	233,373	150,755
	構成割合	100%	4.3%	6.0%	6.5%	8.2%	11.0%	10.9%	32.2%	20.8%

出典：国民健康保険実態調査（厚生労働省、平成30年度）

第2表 1人当たり医療費

単位(円)

番号	保険者名	診療費及び調剤				食事・訪問看護・療養費等	1人当たり医療費	
		入院	入院外	歯科	調剤			
1	水戸市	295,363	101,102	110,973	22,589	60,698	8,041	303,403
2	日立市	330,524	120,940	118,402	22,736	68,446	9,553	340,077
3	土浦市	328,767	114,510	125,877	23,701	64,680	9,748	338,515
4	古河市	303,756	106,419	114,799	22,151	60,387	10,239	313,995
5	石岡市	308,575	104,937	113,201	24,407	66,031	7,157	315,732
7	結城市	299,466	103,301	108,724	21,090	66,351	9,103	308,569
8	龍ヶ崎市	308,711	107,352	110,559	24,288	66,512	9,428	318,140
10	下妻市	315,611	120,961	108,261	21,283	65,105	10,488	326,098
11	常総市	318,104	114,716	113,424	21,874	68,090	9,530	327,634
12	常陸太田市	350,126	134,836	122,623	23,281	69,386	11,170	361,296
14	高萩市	353,660	150,954	102,644	23,661	76,401	11,237	364,897
15	北茨城市	362,315	143,354	116,177	20,572	82,212	12,207	374,522
17	取手市	314,409	112,042	113,837	24,067	64,463	9,807	324,215
20	茨城町	323,894	122,315	110,743	21,770	69,066	8,601	332,495
27	大洗町	286,936	100,179	109,191	18,128	59,437	7,895	294,830
32	東海村	321,294	127,689	102,006	22,797	68,802	10,194	331,488
33	那珂市	330,823	114,242	120,165	24,340	72,077	9,185	340,008
35	常陸大宮市	319,094	113,036	117,879	21,541	66,638	8,144	327,238
42	大子町	350,084	145,852	121,264	23,079	59,889	10,925	361,008
48	鹿嶋市	330,809	127,716	116,952	20,107	66,034	9,268	340,077
49	神栖市	280,386	101,820	101,250	20,966	56,350	8,594	288,980
53	潮来市	311,506	127,264	105,951	22,665	55,625	11,509	323,015
57	美浦村	317,941	119,374	110,131	19,676	68,761	9,369	327,310
58	阿見町	313,434	107,754	112,024	24,259	69,396	8,341	321,774
59	牛久市	311,589	104,259	124,035	24,098	59,197	9,276	320,865
62	河内町	352,053	121,998	140,046	23,581	66,427	8,734	360,787
82	八千代町	283,409	102,936	104,828	18,044	57,600	9,631	293,040
86	五霞町	359,443	143,451	134,725	25,855	55,412	10,588	370,031
89	境町	273,385	91,491	112,108	20,534	49,253	9,155	282,540
90	守谷市	301,667	100,476	104,770	25,526	70,895	7,953	309,619
92	利根町	336,753	121,634	122,282	23,261	69,576	8,957	345,709
93	つくば市	297,427	98,769	113,589	23,181	61,888	8,538	305,966
94	ひたちなか市	330,904	114,286	120,163	23,380	73,075	9,445	340,350
95	城里町	319,521	119,931	115,743	22,000	61,847	8,440	327,961
96	稲敷市	316,949	119,620	118,116	21,314	57,898	9,976	326,924
97	坂東市	289,114	103,852	109,291	20,364	55,607	9,735	298,849
98	筑西市	324,518	103,027	125,482	24,708	71,301	9,207	333,726
99	かすみがうら市	328,289	118,676	119,977	22,908	66,728	8,959	337,248
100	行方市	320,849	124,531	110,077	20,703	65,537	9,086	329,934
101	桜川市	323,027	120,645	114,224	23,576	64,582	9,562	332,589
102	鉾田市	270,425	97,161	100,447	16,988	55,829	6,501	276,926
103	つくばみらい市	318,860	110,358	114,452	24,086	69,965	9,061	327,921
104	笠間市	293,053	98,755	110,259	22,516	61,523	7,777	300,830
105	小美玉市	306,246	109,270	112,715	22,417	61,844	7,043	313,289
	県平均	312,272	110,968	114,289	22,557	64,458	9,097	321,369

出典：国民健康保険事業状況報告書（茨城県，平成30年度）

第3表 決算補填等目的の法定外繰入額

単位（円）

番号	保険者名	法定外繰入額		1人当たり 法定外繰入額
			うち決算補填等目的分	
1	水戸市	216,709,122	53,013,856	3,538
2	日立市	51,620,707	0	1,481
3	土浦市	500,000,000	46,581,506	14,161
4	古河市	1,183,621,000	1,115,729,000	31,552
5	石岡市	69,534,049	0	3,581
7	結城市	20,789,796	0	1,481
8	龍ヶ崎市	64,000,000	25,994,570	3,329
10	下妻市	50,000,000	0	4,167
11	常総市	294,115,690	234,838,401	17,113
12	常陸太田市	166,216,378	110,192,748	12,864
14	高萩市	147,999,123	98,971,810	21,975
15	北茨城市	132,442,110	0	13,081
17	取手市	0	0	0
20	茨城町	79,708,000	79,708,000	8,312
27	大洗町	140,432,000	136,623,411	27,247
32	東海村	98,717,715	62,295,469	14,014
33	那珂市	100,000,000	68,429,970	7,526
35	常陸大宮市	210,690,000	191,581,520	18,335
42	大子町	77,922,000	68,024,000	14,680
48	鹿嶋市	0	0	0
49	神栖市	266,613,144	220,038,421	11,258
53	潮来市	599,720	0	74
57	美浦村	0	0	0
58	阿見町	42,916,202	0	3,719
59	牛久市	148,418,096	101,992,066	7,387
62	河内町	9,480,602	0	3,630
82	八千代町	99,998,000	92,586,199	13,038
86	五霞町	0	0	0
89	境町	0	0	0
90	守谷市	0	0	0
92	利根町	0	0	0
93	つくば市	719,799,000	580,033,513	15,196
94	ひたちなか市	730,315,000	623,034,015	23,149
95	城里町	0	0	0
96	稲敷市	182,662,000	134,879,000	15,036
97	坂東市	0	0	0
98	筑西市	438,066,260	367,828,225	15,704
99	かすみがうら市	134,463,000	100,542,344	12,441
100	行方市	170,000,000	154,445,000	14,504
101	桜川市	150,000,000	92,204,287	12,325
102	鉾田市	276,000,000	238,323,065	14,040
103	つくばみらい市	20,000,000	0	1,765
104	笠間市	34,287,355	0	1,726
105	小美玉市	196,214,000	166,322,206	14,274
県計		7,224,350,069	5,164,212,602	8,525

出典：国民健康保険事業の実施状況報告（茨城県，平成30年度）

第4表 保険料（税）の状況

番号	保険者名	単位（円）		単位（％）			全世帯に 占める口座 振替世帯割合
		1人当たり 現年度分調定額	収納率				
			現年分	滞納繰越分	合計		
1	水戸市	89,581	89.10	19.36	67.96	27.66	
2	日立市	89,587	93.27	19.95	81.85	34.98	
3	土浦市	93,330	88.55	20.15	68.38	25.39	
4	古河市	83,280	92.32	27.65	79.18	29.84	
5	石岡市	86,099	92.46	23.34	76.37	29.44	
7	結城市	87,985	94.07	36.30	85.20	27.11	
8	龍ヶ崎市	84,488	93.94	39.80	88.44	29.21	
10	下妻市	90,906	94.72	30.87	83.56	31.24	
11	常総市	84,901	90.43	32.60	78.77	41.68	
12	常陸太田市	72,715	96.14	28.84	87.27	29.33	
14	高萩市	76,135	93.44	14.42	76.53	32.41	
15	北茨城市	84,080	92.25	20.29	73.12	15.92	
17	取手市	84,325	93.52	36.72	80.62	22.82	
20	茨城町	92,793	93.21	24.46	82.68	28.27	
27	大洗町	80,553	87.56	20.19	65.43	15.43	
32	東海村	92,658	95.60	28.74	86.18	46.4	
33	那珂市	82,740	93.78	31.71	82.07	34.91	
35	常陸大宮市	69,845	94.02	26.59	82.46	32.99	
42	大子町	74,090	92.63	25.91	79.74	29.16	
48	鹿嶋市	83,129	92.87	31.46	74.54	16.63	
49	神栖市	90,213	89.16	26.90	68.72	23.29	
53	潮来市	80,343	93.21	33.09	84.56	25.63	
57	美浦村	101,091	93.16	46.37	88.95	26.01	
58	阿見町	86,836	92.39	26.06	79.52	24.05	
59	牛久市	80,040	93.53	19.50	72.79	31.09	
62	河内町	107,851	93.63	31.27	80.34	31.68	
82	八千代町	110,686	94.04	22.88	81.91	17.18	
86	五霞町	97,955	94.08	37.19	84.05	51.32	
89	境町	111,758	92.11	32.52	86.28	51.97	
90	守谷市	106,066	94.26	40.17	86.40	27.93	
92	利根町	76,330	95.08	36.33	87.35	24.25	
93	つくば市	96,033	91.31	19.33	72.56	25.94	
94	ひたちなか市	76,015	94.70	37.17	86.17	25.56	
95	城里町	80,483	93.51	20.19	75.49	38.64	
96	稲敷市	81,563	93.06	31.22	80.74	22.56	
97	坂東市	100,488	92.26	25.56	78.47	40.45	
98	筑西市	87,041	89.34	26.28	73.12	36.53	
99	かすみがうら市	86,453	91.36	27.47	76.72	30.84	
100	行方市	91,252	97.53	43.66	92.57	40.18	
101	桜川市	82,821	92.84	25.10	78.28	39.54	
102	鉾田市	95,811	92.96	33.10	86.32	21.67	
103	つくばみらい市	91,136	95.22	30.82	86.44	32.74	
104	笠間市	87,550	91.61	22.60	72.24	27.99	
105	小美玉市	79,868	90.75	29.62	73.53	24.29	
県平均		83,826	92.20	25.49	77.38	28.84	

出典：国民健康保険事業状況報告書（茨城県，平成30年度）  
国民健康保険事業の実施状況報告（茨城県，平成30年度）

※1人当たり現年度分調定額について、介護納付金分は含んでいない。

第5表 保険料（税）滞納世帯の状況

単位（世帯）

番号	保険者名	国保世帯数	滞納世帯数	短期被保険者証 交付世帯数	被保険者 資格証明書 交付世帯数
1	水戸市	37,300	10,591	3,318	0
2	日立市	22,635	2,284	486	27
3	土浦市	21,647	6,493	1,955	0
4	古河市	21,930	4,221	380	370
5	石岡市	11,434	1,640	1,095	81
7	結城市	7,922	1,243	202	81
8	龍ヶ崎市	11,517	974	965	9
10	下妻市	6,581	670	282	38
11	常総市	9,605	1,493	520	105
12	常陸太田市	7,858	416	189	61
14	高萩市	4,219	430	89	28
15	北茨城市	6,317	1,108	255	95
17	取手市	17,198	3,244	496	132
20	茨城町	5,373	419	115	69
27	大洗町	3,009	448	150	0
32	東海村	4,323	376	147	10
33	那珂市	7,938	1,215	287	39
35	常陸大宮市	6,836	825	161	27
42	大子町	3,182	283	112	0
48	鹿嶋市	10,734	1,326	469	192
49	神栖市	13,889	2,729	609	299
53	潮来市	4,600	691	80	157
57	美浦村	2,466	345	84	2
58	阿見町	6,907	1,062	188	43
59	牛久市	12,040	1,118	239	0
62	河内町	1,473	202	33	30
82	八千代町	4,178	556	103	14
86	五霞町	1,379	45	41	4
89	境町	3,967	271	52	0
90	守谷市	7,806	488	176	100
92	利根町	3,271	269	14	37
93	つくば市	29,135	7,155	448	7
94	ひたちなか市	19,310	2,156	338	187
95	城里町	3,280	268	143	13
96	稲敷市	7,017	934	286	22
97	坂東市	9,012	1,098	899	181
98	筑西市	15,837	2,464	578	99
99	かすみがうら市	6,313	643	385	0
100	行方市	6,277	520	16	40
101	桜川市	7,179	1,278	307	74
102	鉾田市	10,805	941	902	39
103	つくばみらい市	6,742	802	181	9
104	笠間市	11,802	1,487	614	44
105	小美玉市	7,913	750	576	118
県計		430,156	67,971	18,965	2,883

出典：茨城県まとめ（令和元年6月1日現在）

第6表 医療費適正化等の取組状況

(単位：人，%)

番号	市町村名	特定健康診査(平成29年度)		特定保健指導(平成29年度)		後発医薬品 使用率 (平成30年度)
		受診者数	受診率	実施者数	実施率	
1	水戸市	11,407	26.90	89	5.93	72.36
2	日立市	8,939	35.02	296	24.38	70.25
3	土浦市	8,900	36.23	78	7.02	74.38
4	古河市	8,608	32.27	540	41.38	77.43
5	石岡市	5,303	36.83	279	36.52	73.29
7	結城市	3,030	30.69	67	17.82	70.03
8	龍ヶ崎市	3,827	28.57	255	59.58	75.81
10	下妻市	3,126	38.17	197	47.36	76.47
11	常総市	3,727	31.51	144	27.43	74.28
12	常陸太田市	4,510	45.71	347	56.06	72.29
14	高萩市	2,021	39.35	104	35.25	75.22
15	北茨城市	2,926	37.86	77	17.34	72.55
17	取手市	8,334	40.18	109	9.52	75.57
20	茨城町	2,509	36.85	37	7.81	73.71
27	大洗町	1,254	34.34	107	51.69	74.99
32	東海村	2,568	50.34	163	49.10	75.92
33	那珂市	4,179	42.31	275	61.11	72.61
35	常陸大宮市	4,693	54.17	273	49.64	73.26
42	大子町	2,091	48.78	66	27.27	71.90
48	鹿嶋市	4,866	37.06	289	38.03	70.58
49	神栖市	5,605	34.39	265	30.49	72.25
53	潮来市	2,380	40.63	219	66.77	71.18
57	美浦村	1,231	41.28	69	40.59	78.05
58	阿見町	2,943	35.86	41	9.62	77.40
59	牛久市	5,914	39.93	362	47.44	71.65
62	河内町	740	38.28	62	49.60	74.55
82	八千代町	1,870	39.09	95	32.53	79.23
86	五霞町	703	37.67	23	25.27	77.79
89	境町	2,255	43.25	89	27.13	77.00
90	守谷市	4,805	50.41	188	28.14	80.00
92	利根町	2,006	47.86	139	46.03	79.94
93	つくば市	10,443	35.19	399	32.18	71.64
94	ひたちなか市	8,199	36.06	268	21.90	73.98
95	城里町	2,197	52.27	149	43.70	74.59
96	稲敷市	3,261	36.66	172	35.68	74.92
97	坂東市	4,649	39.93	245	37.29	74.93
98	筑西市	6,619	32.39	286	31.88	69.21
99	かすみがうら市	3,059	39.07	132	29.14	76.95
100	行方市	3,352	39.68	135	23.56	77.20
101	桜川市	3,372	37.42	232	46.77	73.06
102	鉾田市	5,470	42.83	314	31.59	73.53
103	つくばみらい市	2,990	35.57	60	13.19	76.69
104	笠間市	5,805	39.24	266	30.57	73.04
105	小美玉市	3,720	39.13	179	31.85	71.60
県計		190,406	39.03	8,181	30.57	73.67

出典：国保連合会まとめ